

自転車事故によるケガや損害賠償に備える

自転車保険継続のご案内

傷害補償(MS&AD型)特約・自転車搭乗中等のみ補償特約セット団体総合生活補償保険

現在ご加入中の自転車保険は令和7年8月1日の継続を最後に
令和8年8月1日で終了となります。

※今年度新規加入は募集しておりません。加入内容の変更および脱退のみの受付となります。

保険期間(ご契約期間)：2025年8月1日(金)午後4時～2026年8月1日(土)午後4時まで

口座振替日 2025年10月27日(月)

同条件で継続する場合は手続き不要となります。(自動継続) 詳細は同封のご案内書をご覧ください。



この制度にご加入いただくことで自転車保険の加入義務化に備えることができます

自転車搭乗中等のみ補償特約・日常生活賠償特約セット
傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日、免責期間0日(入院・通院)

本人型(タイプA)						
被保険者	傷害死亡・ 後遺障害 保険金額	傷害入院 保険金日額	傷害通院 保険金日額	傷害手術保険金	日常生活賠償 保険金額 (免責金額0円)	年間掛金 (一時払)
本人	300万円	5,000円	2,500円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1億円	3,470円

家族型(タイプC)						
被保険者	傷害死亡・ 後遺障害 保険金額	傷害入院 保険金日額	傷害通院 保険金日額	傷害手術保険金	日常生活賠償 保険金額 (免責金額0円)	年間掛金 (一時払)
本人	300万円	5,000円	2,500円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1億円	5,810円
配偶者						
親族						

※上記保険料は団体割引5%(被保険者ご本人数20名以上500名未満)で算出しています。 ※上記の掛金には損害保険料の他、制度運営費400円を含んでおります。
(注) 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

「加入者(保険料負担者)」と「被保険者(補償対象者)」につきまして

【加入者】 18才以上の安全共済会加入者ご本人(18才未満の場合は安全共済会加入者の親)です。

【被保険者】本人型(タイプA) ①安全共済会加入者ご本人 ②安全共済会加入者の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹
③安全共済会加入者ご本人と同居している親族

家族型(タイプC) 上記①、②からお選びいただいた方を被保険者本人(注)とするご家族*

(注) 家族型(タイプC)の被保険者本人はお子さまでは無く、世帯主等からお選びください。

*家族とは、本人および本人の配偶者、親族(本人またはその配偶者の同居の親族※1・別居の未婚※2の子)をいいます。

日常生活賠償の被保険者の範囲はタイプA・Cとも家族型(タイプC)と同じです。

日常生活賠償補償については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族※1を被保険者とします。

※1 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 ※2 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

ー 加入内容の変更および脱退手続きは PC または スマートフォンでお手続きくださいー
お手続き締切日：2025年7月11日(金)

PCはこちらから

全子連HP (<https://www.kodomo-kai.or.jp>)
自転車保険の申込画面へお進みいただきお手続きください。

スマートフォンはこちらから



自転車事故が高額賠償となるケースが発生しています

事故防止の努力とともに、万が一の事故への備えがますます重要になってきました。

■ 自転車事故の高額賠償事例

ケース
1

判決認容額

9,521 万円

【事故の概要】

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
（神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決）



ケース
2

判決認容額

5,438 万円

【事故の概要】

男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55才）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。
（東京地方裁判所 平成19年4月11日判決）

※判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。出典：一般社団法人日本損害保険協会HP「自転車事故と保険」より抜粋

ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは、団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- この保険は公益社団法人全国子ども会連合会を保険契約者とし、安全共済会加入者ご本人（18才未満の場合は安全共済会加入者の親）を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- 団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（公益社団法人全国子ども会連合会）に交付されます。
- ご加入時にすでに被っているケガは、告知の有無にかかわらず保険金お支払いの対象となりません。また、WEB画面記載事項（年令・他保険加入状況・保険金請求履歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項としてWEB画面に入力していただきます。正しく入力していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、前年度と同一内容（※）で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日時点の保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- 傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いいたします。
（※）傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

詳しくは右記コードより重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明をご確認ください。
右記コードからご確認できない場合は、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項の
ご説明



GN22D010833

お支払いする
保険金および
費用保険金の
ご説明



GN23D010034

団体保険契約者

公益社団法人全国子ども会連合会

〒112-0012 東京都文京区大塚6-1-14 TEL：03-5319-1741 FAX：03-5319-1744

取扱代理店

株式会社 保険代行者

〒141-0031
東京都品川区西五反田3丁目7-14 三信ビル9階
TEL:03-6631-4366 FAX:03-6631-4367

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
広域法人開発部営業課

〒103-8250 東京都中央区日本橋3丁目5番地19号

— 事故が起こった場合は —

遅滞なく下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-985-024（無料）

※受付時間[24時間365日]

※IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。